

令和7年度呉市会計年度任用職員（呉高校 スクール・サポート・スタッフ） 募集案内

令和7年度から会計年度任用職員として呉市立呉高等学校で、スクール・サポート・スタッフとして勤務していただける方を次のとおり募集します。

会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法が適用される一般職の地方公務員で、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で任用される非常勤職員です。

申込みができない場合

次のいずれかに該当する場合は申し込みができません。

【地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合】

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 呉市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

採用までの流れ

1. 「令和7年度 会計年度任用職員（呉高校 スクール・サポート・スタッフ）任用申込書」を呉市教育委員会学校教育課に提出します。（随時）
2. 提出された申込書は、会計年度任用職員台帳に登録されます。
3. 呉高等学校において、人材が必要となった場合に、面接等のご連絡をします。
4. 学校教育課において、面接等を行います。具体的な仕事内容や勤務時間、日数などの説明を受けます。
5. 採用となった場合、会計年度任用職員として採用されます。

【留意事項】

- ・業務内容や勤務条件などが、ご希望のものと異なる場合があります。
- ・この台帳登録者の中から選考するほか、別途、ハローワーク等により直接募集することもあります。

申込方法

別紙の「令和7年度 会計年度任用職員（呉高校 スクール・サポート・スタッフ）任用申込書」を呉市教育委員会学校教育課に提出してください。郵送でも、直接持参でも結構です。（募集期間はなく随時募集しています。）

提出先：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市教育委員会学校教育課（呉市役所8階）

電 話：当該募集案内や具体的な業務のこと 学校教育課 0823-25-3614（直通）

会計年度任用職員など制度全般のこと 教育総務課 0823-25-3483（直通）

勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	教務事務の支援に関する業務（主に資料の印刷・配布準備、採点業務の補助や来客・電話対応、データの入力・集計や各種資料の整理等）
報酬	1時間当たり 1, 181円
勤務時間	・ 1週間につき16時間以内 （例）1日4時間×4日 ※8時20分から16時50分の間で、学校長が割り振ります。
休日	原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	呉市立呉高等学校（広島県呉市阿賀中央5丁目13-56）
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合は、選考の上、再度任用することがあります。
試用期間	1月（再度の任用の場合も同様）
福利厚生	国民健康保険及び国民年金、若しくは配偶者等の被扶養者となります。 公務災害補償は適用されます。
服 務	・ 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定が適用されます。次のいずれにも該当しない場合は、兼業も可能です。 （1）兼業先との所定勤務時間の合計が1日8時間又は週40時間を超える場合 （2）本市の他の事務部局との兼業の場合、所定勤務時間の合計が1日7時間45分又は週38時間45分を超える場合 （3）その他兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来たすおそれがある場合

その他

- 会計年度任用職員台帳への登録完了については、特にお知らせいたしませんので、ご了承ください。
- 台帳登録の有効期間は、申込日から任用の対象となる年度の末日（3月31日）となります。（令和7年度の申込みの場合は令和8年3月31日が有効期間となります。）
- 提出された任用申込書は、個人情報として厳正に取り扱います。（返却不可）